

東かがわ市地域公共交通活性化協議会傍聴要領

1 目的

この要領は、東かがわ市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し、遵守事項その他の必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴の手続

協議会を傍聴しようとする者は、協議会の当日受付において、住所及び氏名を受付簿に記入し、事務局職員の指示に従って会場に入場し着席するものとする。

3 傍聴の禁止

次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) ビラ、プラカード、鉢巻き、のぼり等を携帯し、又は着用している者
- (3) 協議会を妨害し、又は人に迷惑若しくは危害を及ぼすと認められる物を携帯している者
- (4) 前3号に定めるもののほか、会長が傍聴を不適當と認める者

4 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 協議会中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 私語を慎み、意見を表明しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 携帯電話等の音を発する機器を使用しないこと。
- (5) 会長の許可なく協議会の模様を撮影し、又は録音しないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

5 傍聴人の退場

協議会の傍聴を認めない項目を検討するときは、傍聴人はその間退席しなければならない。

6 会長の指示

傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

7 違反に対する措置

傍聴人が、この要領に違反するときは、会長はこれを注意し、なおこれを改めないときは、退場させることができる。

8 その他

この要領に定めるもののほか、協議会の傍聴に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、令和元年8月16日から施行する。